

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和7年10月8日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 市営墓地便所清掃業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

市営墓地（神居・近文・2号・3号・永山・愛宕・旭山）内の便所清掃業務

イ 履行期間

令和7年5月1日から令和7年10月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎6階

旭川市市民生活部市民生活課

電話 0166-25-5150

2 契約の相手方の選定基準

(1) 旭川市における高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター

(2) シルバー人材センター連合及びシルバー人材センターに準ずる者であって旭川市高年齢者就業機会提供団体名簿に登録されている者

3 契約の相手方の決定方法

公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴し、その見積金額が予定価格の範囲内で最低価格の者と契約を締結する。